

# 松田町立公民館等使用細則

昭和57年松田町教育委員会規則第3号

(趣旨)

第一条 松田町立公民館城玲執行規則（昭和56年度松田町教育委員会規則第一号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、団体及びサークル（以下「団体等」という。）の育成を促進するため、松田町立公民館、付属施設及び備品（以下「公民館等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第二条 公民館等を定期的に利用できる範囲は、5人以上で構成する団体等とする。

(登録)

第三条 前条に規定する団体等は、毎年1回、団体等登録申請書（第1号様式）に登録者名簿（第2号様式）を添えて教育委員会に申請するものとする。

二 教育委員会は、前項の申請を承認したときは、承認書（第3号様式）により申請者に通知する。

(登録の取り消し)

第四条 前条第二項により承認を受けた団体等（以下「登録団体等」という。）が、次の各号に該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の登録事項を発見したとき
- (2) 長期間、登録団体としての使用がなされないとき
- (3) 規則第11条の規定を遵守しないとき
- (4) その他ふさわしくない行為をしたとき

(使用承認申請)

第五条 公民館等の使用については、規則第四条の規定にかかわらず登録団体の代表者による代表者会議において使用日時を調整のうえ、教育委員会へ使用承認申請をするものとする。

二 前項に規定する代表者会議は、毎月、利用月の前月の第2金曜日とする。

(使用の承認)

第六条 前条の規定による申請を承認したときは、使用承認許可書により申請者に通知する。

二 前項による承認は、松田町在住、在勤者で構成する登録団体を優先する。

(使用承認の取消し)

第七条 松田町立公民館条例（昭和56年松田町条例第2号。以下「条例」という。）

第九条の規定によるほか、登録団体が使用承認を受けた日に、町及び他の団体が使用することになったときは、使用承認を取り消し、又は変更することができる。

(使用料)

第八条 公民館等の使用料は、条例第12条の規定を適用し、免除又は減額する。

附 則

この訓令は、昭和57年7月1日から執行する。